

公認審判員の活動再開に向けたガイドライン

よくあるご質問（FAQ）

令和2年7月6日

（一社）福島県バスケットボール協会審判委員会

1. 主催者との協議について

Q 1	<p>大会主催者より地区審判長に公認審判員の協力依頼がありました。地区審判長には事前 に開催について協議がなかったため感染防止対策を事前に確認出来ていませんでした。こ の場合、ガイドラインに定める事前協議がなかったことを理由として依頼を断るべきで しょうか。</p>
A 1	<p>ガイドラインには、主催者との協議など大会開催決定前に事前の関係者間の話し合いが 求められております。これは、公認審判員の安全安心を確保したうえで、大会に最大限に 協力するために開催を決定するに当たり必要な環境を整えるために規定したものです。</p> <p>大会の開催が決定してから実施方法を協議するのではなく、あらかじめ関係者が納得し た形で大会が開催されることが望ましいと考えますが、ガイドライン策定前に開催が検討 されていた大会もあり、主催者にガイドラインの内容について十分に浸透していない可能 性があります。</p> <p>そのため、主催者が開催を決定した後で、地区審判長に相談や依頼があることも十分考 えられます。その際には、できる限り大会が開催される方向で、両者で協議を進めたう えで、公認審判員が参加の可否を判断できるよう具体的な感染防止対策を示し、参加申込み の案内を出すようにしてください。</p>
Q 2	<p>なぜ、大会開催を決定するに当たり、主催者と事前協議をしなければならないでしょ うか。正直、手続きが面倒ではないか。</p>
A 2	<p>大会開催に向けて県審判委員会には最大限協力することがJBAのガイドラインでも求め られています。一方、公認審判員の安全安心を最優先することも県審判委員会の責務とし て求められております。</p> <p>これらを両立するためには、県審判委員会としては、主催者がどのような感染防止対策 を講じて大会が開催されるか把握したうえで、公認審判員に示したうえで協力を依頼する ことが必要であると考えます。</p> <p>そのため、大会開催が決定する前に、FBAが定めたガイドラインを主催者がどのように 順守するのか、公認審判員が各自の自由意志、自己判断で参加の可否を決定できる環境が 整っているかどうかを確認し、大会開催に向けて相互に認識を共有するために事前協議を 行うものです。</p> <p>確かに、大会開催に向けて協議の場を持つことは、これまででない取組であり、関係者 の皆さんには負担になるかと考えます。しかしながら、万が一、感染者が発生したときの リスクを考えますと、関係者が協力して万全の対策を講じるためには、当面の間はやむを 得ないと考えます。</p>



2. 大会申込みについて

Q 3	<p>公認審判員は、主催者が定める感染拡大防止対策を確認の上、自由意志、自己判断で申込みをしなければならないとあるが、その趣旨を教えてください。</p>
A 3	<p>新型コロナウイルス感染症の現状から判断すれば、どんなに感染拡大防止対策を徹底して行ったとしても感染リスクをゼロにすることは不可能であると考えます。</p> <p>そのため、仮に、大会に参加した審判員が感染しても県協会、主催者、県審判委員会が責任を負うことはできません。</p> <p>現時点においては、こうしたリスクを踏まえ、厳しい言い方にはなりますが、自己責任の基、各自で大会に参加するかどうかを判断し、決定していただくことになります。</p>
Q 4	<p>これまで公認審判員は、カテゴリーを超えて様々な大会に協力することが求められていたが、今後は、参加する大会を自分で選択し、決定していいのか。</p> <p>また、そのことにより昇格に影響する等何らかの不利益が生じることはないのか。</p>
A 4	<p>感染リスクを避けるために各自が参加の可否について判断することについて、県審判委員会はその判断を尊重します。大会の参加については、カテゴリー、開催地区、さらには、主催者が定める感染拡大防止対策を踏まえて各自で判断してください。</p> <p>そのため、当面の間、職場や家庭への影響を考慮して、所属するカテゴリーの大会を中心に活動するという判断もあり得ると考えております。</p> <p>なお、大会への参加が少ないことを理由としてライセンスの取得や割当に不利益が生じるような取扱いはしません。</p>
Q 5	<p>チェックシートに行動記録の欄があるが、どこまでの行動内容を記載するのが良いのか教えてください。（仕事で東京に出張した。練習試合で他県遠征した。等）</p>
A 5	<p>特記すべき事項について記載してください。仕事での出張や遠征などで県をまたぐ移動があった際には必ず記載をお願いします。</p>
Q 6	<p>連盟（各部会等）の審判担当しています。地区大会を開催するので審判集約（割当て）を依頼されました。連盟が主催で運営協力をするのは当然なので従来通り所属審判員に都合伺いしても良いですか？</p>
A 6	<p>各地区での運営については、それぞれの地区でやりやすい方法で都合伺いを出していただきたいと思いますが、おそらく申込みの際し、様々な質問等が寄せられるかと思えます。</p> <p>そのため、取りまとめは各部会の審判長が行うにしても、大会で講じられる感染防止対策を示し、各審判員の自由意志、自己判断で参加申込みするよう案内し、その問合せ先として各地区審判長が一括して対応した方が、窓口の一本化が図られスムーズに対応出来ると考えます。</p> <p>なお、各地区審判長の負担軽減を図るために、地区審判委員会での役割分担は不可欠と考えます。</p>



Q 7	チームを指導（関係者など含む）しています。2週間後に県内外の男女計10チームを集めて交流戦を計画していますが審判員不足です。審判員募集（県や地区や連盟）のメール配信をお願いしたいのですが何か必要なことはありますか？
A 7	<p>ガイドラインにおいては、交流戦などの練習試合についても大会に準じて適用することとしています。そのため、交流戦の主催者は、県審判委員会に公認審判員の参加、協力を希望する場合は、出来る限り具体的な感染防止対策を示し、申込期限に余裕を持って募集を依頼するようにしてください。</p> <p>また、teamJBAを用いて県審判委員会を通して案内する場合は、県審判委員会で感染防止対策を確認させていただき、不十分であれば再調整を依頼する可能性があることをご理解ください。</p> <p>なお、練習試合についても参加の可否は、各公認審判員の自由意志、自己判断で決めもらうことになることから必要とする審判員が確保されない可能性があることをご理解ください。いずれにしても、多くの公認審判員が安心して参加できる感染防止対策を講じてくださるようお願いいたします。</p>
Q 8	ライセンスを取得している高校生が、カップ戦やフィスティバルの審判に申込をする場合は、自己管理チェックシートの提出に加えて、保護者の承諾書の提出が必要か。
A 8	大会主催者の判断になりますが、当然、必要になると考えます。

3. 大会参加について

Q 9	<p>大会に参加して新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は体調を崩した場合は、誰にどのように報告をしたらいいですか？</p> <p>大会参加者から感染者が出た場合、他の参加者に情報提供はしてもらえますか？</p>
A 9	<p>いずれも大会主催者の判断、対応になりますが、まずは、所属する地区審判長に早急に報告してください。その後、地区審判長より主催者、県審判委員会に報告することになります。</p> <p>なお、感染者に係る情報提供については、個人のプライバシーに関わる問題でもありますので、県審判委員会としてもJBA、主催者と協議しながら慎重に対応する考えです。</p>
Q 10	公式大会で今後の研修も兼ねて、自分のゲーム以外も観戦し、研修したいと考えている。この場合、レフリー自体は原則1試合割当となっており感染予防のため割当が終わったら会場から出るよう促されているが、必ず守らなければならないのか。
A 10	当面は、感染リスクを避けるために長時間会場に滞在することは避けてください。

Q 1 1	大会にレフリーとして参加する場合、チェックシート提出が義務付けられているが、2週間前からの検温が必要になる。13日前（もしくは検温忘れの日がある）からしか検温していなかったのだが、参加はできないのか。
A 1 1	参加できません。 公認審判員は、大会の有無に関わらず日常の健康管理に努め、自己管理用のチェックシートを記録することがJBAより求められております。当面は、大会参加のためには2週間という基準は順守してください。
Q 1 2	規定どおり検温を行い、特に問題はなかったが、同日、チェックシートを忘れた際はどうかすればいいですか。
A 1 2	原則参加できません。なお、当日、会場にてチェックシートに改めて日々の検温状況を記載できる場合は、主催者と協議し、了承が得られるのであれば参加可とします。
Q 1 3	プレゲームカンファレンス及びポストゲームカンファレンス（試合後のミーティング）の在り方、また担当ゲームの会場入り時間はコロナ禍以前のイメージですか？
A 1 3	ゲーム前後に行っていたカンファレンスについては、極力短時間（15分以内）で済ませるようにしてください。可能であれば事前にパートナーとメール、電話等で様々な情報交換、打合せをしておくのが望ましいです。 また、会場入りする時間については、各自の更衣、準備運動等に必要な時間までに会場入りすれば大丈夫です。割当担当者に会場入りする時間をあらかじめ伝えておくトラブルも避けられると考えます。
Q 1 4	大会会場への移動手段について、何か制限はあるか。感染リスクを避けるため、公共交通機関を利用する場合は、長時間の移動を避ける、または、できるだけ自家用車で移動するなどの配慮が必要か。
A 1 4	これまでも県内の大会については、自家用車で移動することが多かったと思いますが、各自、適切に判断し、対応してください。

4. 大会運営について

Q 1 5	審判員が不足したため、未公認の審判員（ライセンス返上者など）へ協力をお願いしたが、検温等の健康観察を行っていない場合でも審判をしてもらうことは可能か。
A 1 5	未公認審判員の参加については、あらかじめ主催者と県審判委員会が協議する項目としてガイドラインに規定しています。この件については、主催者の判断になりますが、公認審判員の参加が少ないことが見込まれる場合は、元有資格者など未公認審判員の参加を認めることも必要であると考えます。その際の検温等の健康観察はあらかじめすべての大会関係者が行う必要があること事前に周知しておくことでクリアできると考えます。 いずれにしても、主催者は、未公認審判員が参加する可能性がある大会であることを事前に各チーム、参加審判員に周知しておく必要があります。



Q 1 6	<p>審判員は原則 1 試合とありますが、大会運営上、公認審判員が足りないときにはどのように対応すればいいですか。また、1 日 3 試合あるいは 1 日 2 試合を 3 日間お願いすることは問題とならないでしょうか。</p>
A 1 6	<p>公認審判員が不足する場合の対応については、あらかじめ主催者と県審判委員会が協議する項目の一つとしてガイドラインに規定しています。主催者の対応になりますが、公認審判員の参加が少ないことが見込まれる場合は、未公認審判員の参加、大会の中止や延期も含めた対応が見込まれることについて、事前に各チーム、参加審判員に周知しておく必要があります。</p> <p>また、公認審判員を丸三日間拘束してまで大会を開催する必要があるかどうかは、主催者の責任の基で判断すべきと考えますが、JBA、FBAのガイドラインを順守するためには適切ではないと考えます。主催者の責任が問われる可能性もあり、現在の社会状況を踏まえて慎重に判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、県審判委員会としては、県協会のガイドラインに沿った割当数を最大限考慮しながら割当てを行う予定です。</p>
Q 1 7	<p>公認審判員が部活動の顧問を務めている場合、1 日 1 試合の原則や拘束時間の短縮化が難しい場合があります。どのような対応が望ましいでしょうか。</p>
A 1 7	<p>公認審判員も兼ねた指導者の拘束時間については、主催者の責任の基で判断すべきことと考えます。</p> <p>また、安全安心を最優先したうえで大会に最大限協力するとしているJBA、それを踏まえたFBAのガイドラインを踏まえて、主催者として組合せや審判割当を始めとする総合的な感染防止対策を講じたうえで大会を運営する必要がある、現在の社会状況を踏まえて慎重に判断する必要があると考えます。</p> <p>なお、公認審判員の皆さんも申込みを行う際には、各自の立場を考慮したうえで、自由意志、自己判断で申込みしてください。配慮すべき事項等ありましたら事前に地区審判長等の割当担当者に連絡していただくと助かります。</p>
Q 1 8	<p>ガイドラインに「大会に参加する公認審判員に大会当日までの 2 週間分チェックシートの提出を求め、適切に確認、管理することとする。」とあるが大会ごとの提出先はどうか、誰がどれ位の期間管理するのか、どのように通知するのか教えて頂きたい。</p>
A 1 8	<p>ガイドラインにおいて県審判委員会がチェックシートを適切に確認、管理することとしています。なお、実際の対応については、事前に主催者と開催地区審判長又は各部会審判長が協議し、その取扱いについて決めたとうえで公認審判員に通知することとします。</p>



5. その他審判活動について

Q 1 9	<p>このガイドラインが適用される具体的な活動範囲（県外・県内、審判活動に関する研修会・見学）を教えてください。</p> <p>また、活動する際は誰にどのように報告をすればよろしいでしょうか？</p>
A 1 9	<p>ガイドラインは、県内の大会等について適用することとしておりますが、県外の大会についても準じて取り扱うことを考えております。</p> <p>なお、当面、研修会や見学等への参加については、必要となるケースが想定されませんが、仮にある場合は、地区審判長へ報告するようにしてください。</p>
Q 2 0	<p>3チームでの練習試合。自分のチームが試合ではないとき、空いている自分がレフリーをすることに。練習試合の主催者である学校長から特に感染防止策は示されていなかった。この場合、レフリーはしてはいけないのか。</p>
A 2 0	<p>主催者は、練習試合でも参加チーム、審判員の安全安心を確保するために感染防止対策を講じることが求められています。公認審判員として活動するのであれば、何ら対策が講じられていない環境で活動することは控えていただきたいと考えます。対策が十分に講じられていると判断した場合は、自己責任で対応してください。</p>
Q 2 1	<p>ライセンスによって、大会申込みに制限があると思いますが、審判申込みはしないが、スキルアップする為の見学などの申込みにしてもガイドラインが適用になるのか教えて欲しい。</p>
A 2 1	<p>ガイドラインは適用されませんが、そうした機会がある際は、事前に地区審判長に相談してください。</p>
Q 2 2	<p>審判をする予定ではなかったのですが急遽遠征先で審判を頼まれました。（断ることができませんでした。）この際、事後報告でもいいのか教えて頂きたい。</p>
A 2 2	<p>感染防止対策が講じられているかどうかを確認し、自己責任で対応してください。十分な対策が講じられていないと判断した場合は、断る勇気を持ちましょう。</p> <p>あらかじめ、遠征に際し、審判活動の有無について確認しておくことが常識的には必要だと考えます。</p>
Q 2 3	<p>知人のコーチから個人的に練習試合の審判を頼まれました。（個人的に断りにくい先輩やチーム関係者など含む）午前中だけ（2ゲーム程度）なので検温チェックシートや報告不要で参加しても良いですか？</p>
A 2 3	<p>公認審判員として練習試合に参加するのであれば、大会に準じて日々の検温に基づくチェックシート作成、提出も含めてガイドラインが適用されます。</p> <p>なお、仮に参加する場合は、主催者として感染防止対策が十分に講じられているかどうか確認したうえで、自己責任で判断し、対応してください。</p> <p>また、本来であれば、事前に地区審判長に報告することが求められますが、仮に、事後であってもその後のトラブルを避けるためにこういった形態の練習試合に参加したのか報告するようにしてください。</p>



Q 2 4	チーム遠征に帯同審判を依頼されました。〇〇県〇〇高校に行くようですが詳細は不明です。遠征先も何度も行ったことのある場所で、信頼できる先生からの個人的な依頼なので、少し不安もありましたが行くことにしました。どこかに報告必要ですか？
A 2 4	公認審判員として参加するのであればガイドラインが適用されます。 なお、参加する場合は、主催者側で感染防止対策が十分に講じられているかどうか確認したうえで、自己責任で判断し、対応してください。 また、事前に地区審判長には報告、相談したうえで参加するようにしてください。
Q 2 5	練習試合などで提出用チェックシートを提出しないで活動していたことが分かった場合、こういった対応をすればよいのか？
A 2 5	練習試合なども大会に準じてガイドラインが適用されますが、チェックシートの管理、提出の有無については、現実的に県審判委員会が確認することは困難です。また、ガイドラインには罰則規定がありませんので、主催者と公認審判員の責任でしっかりと対応してください。 なお、公認審判員には、チェックシート提出の有無よりも検温を毎日記録したうえで活動していたかが問われると考えます。